

# 平成31年4月以降の都道府県による給付点検について

別紙

# 都道府県による給付点検調査を支援する機能

○都道府県は、国保総合システム専用端末から以下の操作が可能である。

## ◆ 都道府県によるレセプト情報等の閲覧

都道府県において保険給付の点検調査を行い、医療費の適正化等を推進することを目的として、都道府県に設置する国保総合システムの端末から、県内被保険者にかかるレセプト情報等の検索・閲覧を可能とする。

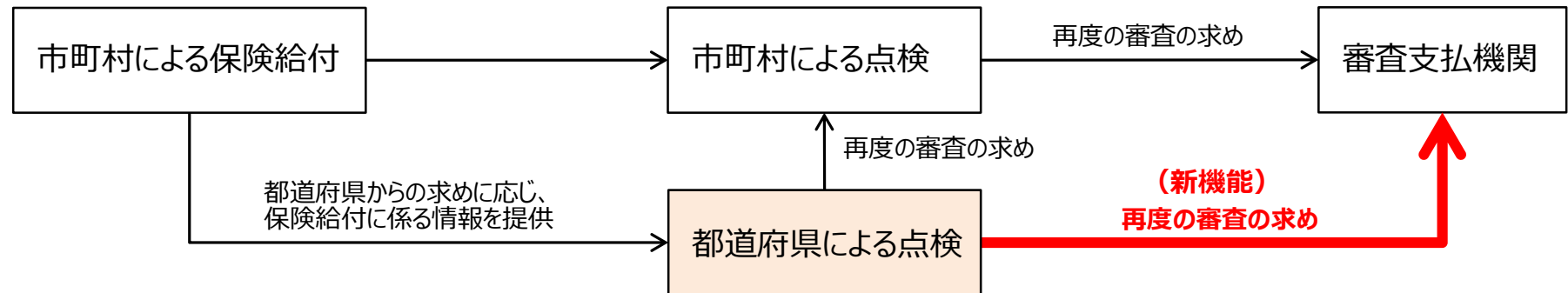
※使用にあたっては、あらかじめ包括的に都道府県・関係市町村間でレセプト情報の提供を合意する必要がある。

- ・平成30年4月～ レセプト情報（レセプトデータの検索・参照、レセプトの複写印刷が可能）
- ・平成31年4月～ 市町村間異動の給付点検（平成30年3月審査以降のレセプトに限る。）

## ◆ 都道府県による再審査の求め（平成31年4月～）

国保総合システムにおいて、同一都道府県内で市町村異動があった被保険者に係るレセプトについて、都道府県から国保連に対して直接再度の審査を求めることが可能。

### 【平成31年度4月以降の再審査申出の流れ】



# 都道府県による給付点検調査を支援する機能

## ◆市町村を跨がる同一被保険者のレセプト抽出（平成31年4月～）

都道府県による広域的な給付点検調査を支援するため、国保総合システムにおいて、同一都道府県内で市町村を異動した被保険者の情報を国保情報集約システムから受領し、市町村を跨がる同一被保険者のレセプトを抽出することを可能とする。

例① 月途中で市町村を跨いで異動した被保険者を対象として、資格異動があった月の2枚のレセプトの点検

※同一月同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等をチェック

★ …資格異動日

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
前市町村	レセ1	レセ2★				
后市町村		レセ3	レセ4	レセ5	レセ6	

例② 月途中で市町村を跨いで異動した被保険者を対象として、資格異動があった月を基準にした数ヶ月間のレセプトの点検

※同一医療機関の複数月の間に算定できる回数が定められている診療行為等をチェック

★ …資格異動日

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
前市町村	レセ1	レセ2★				
后市町村		レセ3	レセ4	レセ5	レセ6	

### 【参考】給付点検調査のイメージ

資格異動があった被保険者に係るレセプトを抽出し一覧で表示し、抽出したレセプトの中から点検観点に合わせて絞り込みを行う。選択した被保険者の2件のレセプトを並べて表示し点検を行う。

#### ◆異動対象者のレセプト一覧画面

対象一覧

診療年月	点数表	入外区分	決定点数

レセプト表示



#### ◆対象レセプト表示画面（2面表示）

レセプトイメージ (前市町村)	レセプトイメージ (后市町村)
--------------------	--------------------

登録